

登校許可証について

町田市教育委員会

保護者様

お子さんが学校において予防すべき感染症にかかった場合、感染のおそれなくなるまで登校できません。出席停止と言い、欠席扱いにはなりません。町田市立小中学校では、学校保健安全法施行規則に定める感染症のうち、下記11疾病について「登校許可証」(医師による治癒証明)の提出をお願いしています。医療機関から発行を受け、登校する際に学校へ提出してください。

この証明の発行手数料は、町田市と町田市医師会との契約により、公費で負担しています。市外の医療機関や町田市医師会非加入の医療機関では取扱いできなかったり、診断書料(文書料)をご負担いただく場合がありますので、必ず受診前に確認してください。

【対象感染症名と出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則および文部科学省『学校において予防すべき感染症の解説』より)】

疾病名	出席停止期間の基準(登校の目安)
	(ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。)
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間を経過してから(登校の目安)

※これ以外の感染症(例:インフルエンザ)についても、治癒の届出書(保護者記入)や医師の治癒証明(上記11疾病以外は文書料自己負担)の提出をお願いすることがありますが、ご協力をお願いします。感染症の種類や学校での流行状況により異なりますので詳しくは学校へご確認ください。

町田市外(および町田市医師会非加入)の医療機関様

この証明の発行手数料については、公費負担の制度があります。手数料単価や事務手続き(医療機関から市への請求に基づく振込払)など、町田市と町田市医師会との契約に準じた内容でお取扱いいただける場合は市外(および医師会非加入)の医療機関であっても公費でお支払いいたします。詳しくは、町田市教育委員会保健給食課(042-724-2177)へお問合せください。